

入 札 公 告

令和 7 年度住宅用蓄電池導入支援事業費補助金業務の委託に係る一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 調達件名 住宅用蓄電池導入支援事業費補助金業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで
- (4) 入札方法

上記 1（1）の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。また、交付決定した事業者へ支払う補助金（上限 1 0 3, 4 0 0, 0 0 0 円）の額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 0 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6 ・ 7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、格付等級区分が A の者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 1 7 0 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 令和 2 年 4 月 1 日から本件入札公告の日までの間において、国又は地方公共団体の補助金等に係る類似の業務委託契約を締結し、履行した又は履行中の実績を有する者であること。
- (7) 群馬県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事戦略部グリーンイノベーション推進課再生可能エネルギー推進室再生可能エネルギー推進係

電話：027-898-2752

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年5月19日(月)から5月26日(月)までの毎日、群馬県ホームページ上に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和7年5月28日(水)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限

令和7年5月26日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例(以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 原則、持参とする。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年6月4日(水)午後1時30分から

群馬県庁昭和庁舎3階33会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。